## 届出に係る提出書類

- 廃止または変更の届出は、当該廃止または変更の日から10日以内に提出すること。 なお、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、変更の日から30日以内 に提出すること。
- 変更の届出をする場合において、当該変更に係る事項が許可証の記載事項に該当し、許可証 の書換を希望する場合は、変更届出書の他に許可証書換願を提出すること。

全ての届出	産業廃棄物処理業変更(廃止)届出書
	特別管理産業廃棄物処理業変更(廃止)届出書

A ボナナルボナ	→ Life	(M L O H A)
住所または所在地		(個人の場合)
		・ 住民票の写し(本籍地記載のもの。)
		・ 変更後の住所付近の見取図
		(法人の場合)
		· 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
		・ 変更後の所在地付近の見取図
氏名または名称		(個人の場合)
		・ 住民票の写し(本籍地記載のもの。)
		(法人の場合)
		・ 定款または寄付行為
		· 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
	法第14条第5項	(個人の場合)
	第2号ハに規定す	・ 住民票の写し(本籍地記載のもの。)
	る法定代理人	<ul><li>誓約書</li></ul>
		(法人の場合)
		• 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
		・ 役員の住民票の写し(本籍地記載のもの。)
許可を受けた		<ul><li>誓約書</li></ul>
者に係る次に	役員	・ 住民票の写し(本籍地記載のもの。)
   掲げる者		<ul> <li>登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</li> </ul>
(※1)		· 誓約書
(※2)	発行済株式総数の	(個人の場合)
	100分の5以上	・ 住民票の写し(本籍地記載のもの。)
	の株式を有する株	<ul><li>誓約書</li></ul>
	主または出資の額	(法人の場合)
	の100分の5以	<ul> <li>登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</li> </ul>
	上の額に相当する	<ul><li>誓約書</li></ul>
	出資をしている者	
[		

	.1 6 64 - 6	
	政令第6条の10	・ 住民票の写し(本籍地記載のもの。)
	に規定する使用人	<ul> <li>誓約書</li> </ul>
事務所または事業場の所在地		・ 変更後の事務所または事業場の付近の見取図
	収集運搬車両の変	・ 収集運搬車両の一覧表
	更(※3)	・ 変更に係る収集運搬車両の写真(※4)
		・ 変更に係る収集運搬車両の自動車検査証の写し(※5)
施設の構造も		・ 収集運搬車両が借用車の場合は、当該車両を使用する
しくは規模ま		権原を証する書類
たはその設置	その他の施設の変	・ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図,
場所	更	立面図、断面図、構造図および設計計算書ならびに当該
		施設の付近の見取り図
		・ 施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合に
		は、使用する権原を有すること)を証明する書類
業の全部廃止		• 許可証

- ※1 「住民票の写し」は新たに役員等となった者に係るもののみ添付すること。
- ※2 役員等の退任のみの場合には「誓約書」の添付は不要。
- ※3 車両の廃止のみの場合は「写真」,「自動車検査証の写し」,「使用する権原を証する書類」 の添付は不要。
- ※4 ナンバープレートおよび所定の事項(「産業廃棄物収集運搬車」,「会社名(事業者名)」,「許可番号」の表示)が確認できるように撮影すること。
- ※5 電子車検証の場合には、車検証とともに交付される「自動車検査証記録事項」も添付する こと。
- ※6 同時に二以上の申請(届出)書を提出する場合には、添付すべき書類の内容が同一である ときは、書類の添付を省略できる場合があります。詳細は、下記問い合わせ先にご相談くだ さい。
- ※7 住民票の写しについては、添付を省略できる場合があります。詳細は、下記問い合わせ先にご相談ください。

## 届出に関する問い合わせおよび届出書の提出先

〒040-0034 函館市大森町21番12号

## 函館市環境部環境対策課

電話 0138-85-8324

FAX 0 1 3 8 - 8 5 - 8 2 7 9